

統計基準部会

第11回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第11回統計基準部会
議事次第

日 時：平成25年5月24日（金）15:59～18:02
場 所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

日本標準産業分類の変更について

3. 閉 会

○深尾部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第11回「統計基準部会」を開催いたします。

私は部会長を務める深尾です。よろしくお願ひします。

本日は、本メンバーで行う最初の部会になりますので、委員、専門委員並びに審議協力者の方々に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

私は、一橋大学経済研究所長が本務の深尾京司です。マクロ経済や、国際経済を専門にしています。

それでは、順に簡単に自己紹介をお願いします。

○事務局（内閣府統計委員会担当室） 事務局の内閣府統計委員会担当室の佐々木と申します。皆さんの審議への御協力、よろしくお願ひいたします。

○事務局（内閣府統計委員会担当室長） 統計委員会担当室長の村上と申します。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○事務局（内閣府統計委員会担当室） 統計委員会担当室の高部と申します。よろしくお願ひします。

○内閣府経済社会総合研究所 内閣府経済社会総合研究所の佐合と申します。よろしくお願ひいたします。

○金融庁 金融庁の中山と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務省統計局 総務省統計局首席分類銘柄情報官の山石と申します。よろしくお願ひいたします。

○財務省 財務省大臣官房におります、山川と申します。よろしくお願ひいたします。

○文部科学省 文部科学省調査企画課の土山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○厚生労働省 厚生労働省統計情報部の井嶋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○農林水産省 農水省統計部の齋藤です。よろしくお願ひします。

○経済産業省 経済産業省調査統計グループ統計企画室の沓澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○国土交通省 国土交通省総合政策局情報政策課の石澤と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○県委員 早稲田大学の県と申します。御指導のほど、お願ひいたします。

○中村委員 法政大学の中村でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤専門委員 一般財団法人流通システム開発センターの佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○菅専門委員 法政大学経済学部の菅と申します。よろしくお願ひいたします。

○日本銀行 日本銀行調査統計局の守屋と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○東京都 都庁統計部調整課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○埼玉県 埼玉県統計課長の中川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務省政策統括官室 総務省の統計審査官を務めております、高田と申します。今回は事務局を務めさせていただくと同時に、諮問者ということで、御審議いただければと存じます。

なお、今回の諮問につきましては、私ども総務省から諮問という形にさせていただいておりますけれども、産業分類を検討するに当たりましては、各府省の多大な御協力をいただきまして、共同作業としてやってまいりました。この場を借りまして、御協力いただきました皆様に御礼申し上げますとともに、今後の御審議に当たっても、いろいろと各府省から御協力いただくことになるかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務省政策統括官室 同じく総務省政策統括官室の荒井と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務省政策統括官室 同じく政策統括官室の角田と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務省政策統括官室 同じく政策統括官室の村本と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務省政策統括官室 同じく政策統括官室の木下と申します。よろしくお願ひします。

○深尾部会長 ありがとうございました。

それでは、次に、統計委員会第1条第5項では、部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとなっていますので、これに従って、私から中村委員を部会長代理に指名させていただきます。中村委員、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○事務局（内閣府統計委員会担当室） それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず本日の議事次第でございますけれども、ここに書いてあるとおり、議題としましては、日本標準産業分類の変更についての1点でございます。

続きまして、資料の確認でございますが、ダブルクリップを外していただいて、議事次第の後ろに、資料1という形で、小さなクリップどめがあろうかと思います。表紙が諮問53号になっているかと思います。

1枚おめくりいただきまして、その中に別紙という形で、日本標準産業分類（第13回改定案）、第1章の一般原則というペーパーが入っていようかと思います。この種の資料が、ページ数にしまして、6ページまでございます。

続きまして、大分類項目表という形で、81ページまで同じ種類のものが続いております。

81ページ以降に、資料1の参考1としまして、今回の諮問の概要が付いております。81ページの後ろ側です。諮問の概要が5ページ、その後ろにさらに別添1というもの、別添

2というページ、ともに1枚紙でございますが、それがついていようかと思います。

あと、その後ろに資料1の参考2という形でついています。

これが大きくくりでございます。

次に1枚ものでございますが、資料2としまして、審議スケジュール（案）を付けさせていただいおります。これは後ほど事務局から説明がございます。

次に資料3としまして、横とじでございますが、一般原則改定案の新旧対照表というものが、2枚紙でついていようかと思います。

それから、その後ろに、やはりクリップどめで、資料4というものが付いています。これは前回の諮問の答申で指摘された事項に対する対応方針等（案）でございます。これをとじたものがございます。

さらにその後ろに参考といたしまして、本日の当部会の名簿がついています。

それから、席上配付資料といたしまして、1枚ものがお手元にあろうかと思います。これは論点メモという形で、これも後ほど事務局から説明させていただきます。

以上、資料に過不足等がござりますれば、挙手していただければ、早急に持っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

○深尾部会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

まず諮問の概要について、御説明をいただこうと思います。5月17日に開催された、第64回統計委員会に諮問された内容について、総務省政策統括官室から説明をお願いします。

○総務省政策統括官室 それでは、私から説明させていただきます。

資料は先ほど御覧いただいた資料1でございますけれども、表紙とその後の別紙の分厚いものがございますが、御説明はその後についてございます、資料1の参考1「諮問の概要」というもので御説明させていただきますので、そちらを御覧ください。

「1 『日本標準産業分類』とは」でございますが、統計調査の結果を産業別に表示する際の統計基準であり、統計法でいう、統計基準として設定しております。現在のものは、第12回改定、平成19年に改定を行ったものであります。

分類の構成は、大分類、中分類、小分類、細分類の4段階となっております。

「3 今回改定の目的」ですが、前回の改定から5年を経過し、その後の新産業の状況等を踏まえた改定を行うとして、来年度は事業所の母集団情報を更新する経済センサス基礎調査が実施されますので、それにも適用されるよう、改定を行うものでございます。

いわゆる基本計画におきまして、統計基準については、おおむね5年ごとに改定の必要について検討するとされており、今回の改定はそれに対応したものでございます。

改定案の検討に当たりましては、先ほども申し上げましたけれども、関係府省の御協力をいただき、共同作業という形で改定案を検討いたしまして、今回、お示したような改定案を取りまとめたものでございます。

前回、平成19年の改定が大分類の変更を伴う大規模なものでございましたが、その後、

大きな環境変化もなかったことから、今回の改定は、比較的小幅なものにとどまっている状況でございます。ただ、その中でも、サービス業を中心に、幾つか新産業の成長等を踏まえた項目の新設を考えているということでございます。

「4 改定案の概要」ですが、（1）と（2）に分けて記載しております。

（1）ですが、先ほど御覧いただきました一般原則については、従来から分類項目と一体的に定めてまいりましたが、産業分類として、総務省が告示する際には、告示に含まれておりませんでした。これにつきましては、平成21年の統計委員会で、日本標準職業分類について御審議いただいた際の答申、文書に書いてございます第17号答申というものがございますが、そちらにおいて、一般原則についても、統計基準に含めることが適當との御答申をいただき、職業分類については、そのような形にしているところでございます。その趣旨を踏まえ、日本標準産業分類についても、一般原則を統計基準に含めようというものでございます。

「（2）分類項目の変更」でございますが、アの分類項目の新設といたしましては、小分類が1、細分類が5つとなっております。

iに書いてございますのが、幼保連携型認定こども園。

1ページの一番下にiiが書いてございますけれども、市場調査・世論調査・社会調査業。

2ページ目の真ん中辺りに、iiiリラクゼーション業（手技を用いるもの）。

3ページにいきまして、ivネイルサービス業。

下のほうのvコールセンター業ということで、新設を考えてございます。

これらの新設の詳細な理由については、後ほど改めて御説明差し上げますけれども、それぞれ産業規模として一定の規模があることですとか、活動の特徴から見て1つの産業として把握できること、また統計として把握することの政策的ニーズが認められる等、そのような理由から、新設が適當と考えたものでございます。

資料の4ページをおめくりいただきたいのですけれども、イの分類項目の移動でございますが、こちらについては、床板製造業について、最近の実態を踏まえて、分類項目を移動しようというものでございます。

ウの分類項目名の変更でございますが、制度変更等を受けて、項目名を変更するものでございます。

「5 その他特記事項」でございますけれども、（1）は前回改定の際の統計審議会の指摘事項でございます。このときの答申では、今後の課題はなかったのでございますけれども、分類の新設等についての答申文の中で、5ページの表にまとめたような御指摘がございました。詳しくは、後ほど御説明させていただきますけれども、今回の改定案の検討におきまして、私どもとしても、それぞれの御指摘への対応状況を確認しているところでございます。

「（2）今回の分類の変更の検討について」でございますが、従来同様、小分類、細分類の新設・廃止については、直近上位に対して1割という量的基準を設けつつ、産業構

造の変化等を総合勘案して検討してまいりました。

また、今回の改定に当たっては、改定案に盛り込まなかつたものの、十分な検討を求められたものとして2つございます。

1点目が、調剤薬局の属する大分類です。現在これは「卸売業、小売業」に分類されているのですけれども、これを医療業とすべきかどうか。

2番目といたしましては、レッカー業。現在これは独立した分類になつていいのですけれども、細分類として新設することのはず、この2つの問題がございました。

この状況に鑑みまして、私どもといたしましては、従来も行つてきたような小分類、細分類の新設等を検討する際の基本的な考え方といたしまして、資料でいうと、2枚後ろでございますけれども、別添2のように、基本的考え方、改めて整理したものがございます。基本的考え方についても、後ほど詳しく御説明させていただきますけれども、先ほど私から申し上げた、今回の新設項目につきましては、基本的考え方によらして、新設が妥当であると考えたものでございます。

資料といたしましては、その後に分類項目の新旧対照表、資料1の参考3といたしまして、横になりますけれども、大分類項目の構成・変遷、最後は国連が定めております国際標準産業分類との対応表をつけているところでございます。

説明は以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございました。

本部会におきましては、この諮問を受けて、審議を行い、答申案を取りまとめていくことになりますので、皆様よろしくお願ひします。

今、御説明のあった資料1について、詳細なこと、新しくどういう分類を立てるかといったことについては、これから審議の中で議論していくわけですが、次に今後のスケジュール等について、大体合意を得たいと思いますので、こういう論点について大事ではないかとか、そういったこと関係するような御質問とか、明らかにしたい点等がありましたら、御質問、御意見等をいただければと思います。

資料1全般について、御質問、御意見はありますでしょうか。特によろしいですか。個別具体のことは、後々全部立ち返って議論できると思いますので、先に進めさせていただきます。

2番目の議事として、本部会の進め方について合意を得たいと思います。これについては、席上配付しております、論点メモと資料2の部会のスケジュール案について、総務省政策統括官室より御説明いただきます。

○総務省政策統括官室 それでは、先ほどの部会長の御発言にございますように、資料2つ、席上配付資料の論点メモ、資料2の統計基準部会の審議スケジュール(案)について、私から御説明させていただきます。

まず席上配付資料の論点メモでございますけれども、今後の審議を円滑に進める観点から、部会長の御指示を受けまして、メモとして取りまとめたものでございます。

今後の論点といたしまして、今の時点では7つ掲げてございます。

1点目は、先ほど簡単に触れました基本的考え方でございます。先ほど私から簡単に御説明いたしました、資料1の参考1の別添2でございますけれども、基本的考え方に基づいて、今後、具体的な分類項目の新設等の審議を行うことでよいか。また、この中身はこれでよいかということでございます。

2点目は、日本標準産業分類の一般原則でございますが、先ほど諮問の概要で御説明差し上げましたように、これを統計基準として明確化することが適當か。また、その内容が適當であるかということでございます。

3点目は、先ほども觸れました、前回統計審議会の指摘事項への対応が適當であるか。

4点目は、今回の改定内容について。これが上記1の考え方へ沿ったものとなっているか。

5点目は、その他の事項。今回の改定案には盛り込まなかった、調剤薬局の大分類間の移動、レッカーチャーの細分類新設について、上記1の基本的考え方へ沿ったものになっているか。

6点目は、今後の課題。

7点目は、その他。

このような論点があろうかということで、まとめさせていただいたものでございます。

続きまして、資料2、当部会の審議スケジュール案でございます。

本日は5月24日、第1回目でございますけれども、こちらに書いてございます、諮問の概要、今後の進め方、基本的な考え方、一般原則、前回答申の指摘事項への対応ということで、先ほどの論点メモでいうと、3番目まで御議論いただけだと考えてございます。

論点メモの4番の今回の改定内容、5番のその他の検討事項、6番の今後の課題につきましては、今後、第2回、第3回、第4回の部会で順次御議論いただいて、予備として、第5回があるかどうかということでございますけれども、大体4回ないし5回御議論をいただければ、9月に御答申いただけると思います。できれば9月の統計委員会で御答申をいただきたいというスケジュールを考えてございます。

私からは以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございました。

今の論点メモは、私が事務局と相談して作ったのですが、今回は大体こういう論点があるのではないかということで、席上配付資料の論点メモと、これに基づいて考えたときの大まかなスケジュールです。第2回以降は、そんなにはっきりしているわけではないですが、9月に答申することが求められていることもあるって、大体これぐらいのスケジュールで進めたいという案になります。

これについて、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、皆様、特段の御異論等はないようなので、これに沿って、おおむね運営していきます。もちろん途中で重要な問題等が見つかったら、そこで立ち止まって考えていく

ことにしたいと思います。

本日は、今、御説明があったとおり、論点メモの1～3までを主に検討していくことにしたいと思います。

まず論点メモ1の基本的な考え方について、総務省政策統括官室から、資料1の参考1、別添1、2に基づいて御説明をお願いします。

○総務省政策統括官室 それでは、また私から資料の御説明をいたします。

資料は先ほど部会長から御紹介いただいた、資料1の参考1の最後のページになりますけれども、別添2「日本標準産業分類における小・細分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方」でございます。恐縮ですが、こちらの資料を御覧ください。

日本標準産業分類において、新たな分類項目を立てる場合につきましては、これまでの統計審議会におきましても、産業規模として一定のものがあるか、活動の特徴から見て1個の産業として把握できるか、また、統計として把握することの政策的ニーズがあるかといった観点から、検討いただいたわけでございます。

ただ、これまでには、そういった基準が必ずしも明文化されておりませんで、ある意味、出席者の先生方の暗黙の了解で、こういう判断をするということで、審議をいただいているような状況がございます。

今回の審議に当たりましては、この点について、部会長から御指示いただきまして、まず基本的考え方をきちんと整理した上で、議論を進めようということでございましたので、ペーパーといたしまして、今回、別添2を作成いたしまして、改めて整理を行ったものでございます。

新設、廃止等の検討に当たりましては、従来から直近上位の分類の1割以上という量的基準に加えまして、産業構造の変化等を総合的に勘案してまいりました。それについて、改めて整理いたしました。

こちらのペーパーでございますと「1 客観的・数量的な視点」として、検討の対象となる産業の事業所数、従業者数、生産額等が直近上位の分類に対して1割以上あること。これは、従来、量的基準と称してきたものでございます。

それ以外に勘案が必要な視点といたしまして、2の(1)～(6)まで整理してございます。

(1) といたしまして、国内産業の全体の中で一定のプレゼンスが認められること。先ほどのものは、直近上位に対する1割ということで、ある意味相対的な量的基準であったのに対して、こちらは絶対的なプレゼンスということで、御理解いただければと存じます。

(2) といたしまして、統計調査実施上の問題でございますけれども、調査を実施する側、あるいは報告する側が、1つの独立した産業として把握できるような、明確に区分されたものであること。

(3) といたしまして、国内産業の相互の連関の把握に役立たせる観点から、ほかの産業との関連に特徴を有していること。

(4) といったしまして、産業政策上、新規産業に係る統計を作成する必要がある等のニーズがあること。

(5) は、国際比較可能性があること。

(6) は、統計の連続性の観点から、過去との接続及び将来的にも安定した産業規模であること。

今までこのような基準で御審議いただいてきたわけですけれども、今回、改めて部会長の御指示を受けまして、このような基本的な考え方を取りまとめました。今後はこれに基づいて、分類の新設等を検討していただきたいということで、整理したものでございます。

以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございました。

今の御説明にもあったように、別添2の量的基準と、産業構造の変化等を総合的に勘案するということは、別添1、以前、総務省政策統括官名で出たものにも記述はあるわけですが、総合的に勘案というところについて、個別具体のことがよくわからないところがあって、今回この審議の中では、新設や廃止について、どう考えるかということが重要な議論のテーマになりますので、我々として、どう考えるのが適当かということについて、原案をまとめてもらいました。

このような方針で進めることでよろしいかどうか。総合的ということを考えるときに、これまでこういうことが考えられてきたとか、または今後こういうことを考えるべきだという論点がありましたら、ぜひ御意見をいただければと思います。これは恐らく前例になるでしょうから、結構、画期的なことだと思うのですけれども、その意味で、御意見をいただければと思います。

県委員、どうぞ。

○県委員 私は初めてこのことを考へるので、国際比較可能性という点で、量的に1割以上というのは、国際的に共通した基準なのでしょうか。

○深尾部会長 とりあえず説明してもらいましょう。

○総務省政策統括官室 1割と申しますのは、日本標準産業分類は10進法でコード付けをしてございますので、ある意味、直近上位の下にぶら下げられる項目が10個しかない。ですから、それから逆算して、1割より少ないものをたくさん作ってしまうと、あふれてしまうということでございます。

国際標準的にはどうかということでございますけれども、こここのところは、国際基準で余り明確になっていません。先週、ニューヨークで担当者レベルの会議があって、統計分類の国際ルールをいかにすべきかという議論をやっていたわけでございまして、まだ担当者レベルの話ですが、ここまで明確ではないけれども、分類項目をつくるときは、大きなもの、小さなものを作るのはよくない。ある程度規模を合わせるという議論になっているものでございます。

○県委員 そういう意味では、従来、共通性がなく、それぞれ分類してきたということですね。これから国際的にはそろえていくという意味なのですか。

○深尾部会長 先ほど大分類か何かで表が出ましたけれども、国連が定めた国際標準産業分類（ISIC）は、あることはあるわけです。

その辺りの経緯をお願いします。

○総務省政策統括官室 国際分類につきましても、当然今までそういう観点は含まれておったかと思います。突出した大きさのものを分類として作るのはよくなからう。ある意味、国際的にも明確になっていなかつたところを、今、議論しているわけでございますけれども、今回、我々がペーパーに起こしましたものも、今まで暗黙のうちにやっていたものを明確化した。

先生は、今まで何もなかつたものをルール化するのかという感じでおっしゃいましたけれども、今まで暗黙のうちにやっていたものを、今回、明確化したということでございます。

○県委員 そういうことを国際的に固持する必要があるのか、ないのかということを伺っていて、今のお話ですと、正しく理解すれば、国際基準にのっとって1割を決めているわけではないわけですね。

他方、国際的にも決まっていないとすれば、もう一つ伺えれば、国際的に定める必要はないわけですか。その国の産業構造によって違うので、分類を立てるときの量的基準というのは、必ずしも国際的に共通性を持つ必要はないということなのかということです。比較可能性と言ったときに、そういうところは重要な役割を果たさず、各国が自らの状況に合わせて分類を立てておれば、国際比較性が担保されるのか。あるいはそうした分類の立て方についても、国際的に共通の基準を置いたほうが、統計的な比較可能性が高まるのかということを伺っているわけです。私にはわからないのです。

○深尾部会長 ほかの委員の方はどうですか。かなり根源的な問題を含んでいると思います。

○菅専門委員 菅でございます。

恐らく日本はサービス化がかなり進んでいるところなので、当然サービス業に関する詳細な分類を設定しなければならないというニーズは高いと思います。国際的にいうと、必ずしも日本ほどサービス化が進んでいませんので、むしろ工業が細かい方がいいとか、そういう事情はあると思います。

ここで言っているのは、1のところは、当然サービス化に対応して、サービス業の分類を次第に細かくしていくかなければいけない。そうしないと、サービス業の実態がわからぬ。一方で、国際比較のニーズはあるわけです。そちらの方は、先生がおっしゃるとおり、どう決められているのかというと、多くの国はまだ発展途上でございますから、どちらかというと、製造業を中心があるわけです。そこを満たすように調整をしていることになると思います。

国際共通にするというのは、発展段階が違うと、産業構造が違うので、重心はどこかと言わると、多くの国は、日本でいうと、高度成長期みたいな時代なので、そこに合わせるのは、なかなか難しい。かといって、国際的に比較はしたい。だからこそ、量的基準を設定しつつ、ある種の質的な検討をしなければいけないというのは、そういうことなのだろうと思います。

○県委員 1の視点というのは、設定しているけれども、今、菅先生がおっしゃったことを考えれば、若干の変動の可能性を持っているということですね。わかりました。

○深尾部会長 総合的に考えて、ほかの理由があれば、そこを変えることはあり得ると、私も理解しています。

ほかにはよろしいですか。どうぞ。

○佐藤専門委員 前回の改定にも参加をさせていただいて、今回、基本的考え方が出たというのは、大変画期的なことではないかと思います。

「1 客観的・数量的な視点」というのは、一義的に決まって、はっきりした基準にならうかと思いますが、2の6つの視点というのは、それぞれの間に濃い、薄いはないのだろうか。それぞれの視点が全部平等なのだろうか。場合によると、産業政策上のニーズというのがすごく強くあって、今後、各産業を検討していく場合に、この視点が強く出てくる。これを全部平等に考えるべきなのか、それともある場合には1つの視点を強く考えるべきなのか、その辺はどういうふうに考えるべきなのでしょうか。

○深尾部会長 これまでの経緯で何かありますか。

○総務省政策統括官室 これは総合勘案という言葉に尽きててしまうのですけれども、特にこれを優先するという順位で（1）～（6）を並べているわけではございません。そのときどきに応じて、先生方にも御議論いただき、決定してきたということでございます。

○深尾部会長 どうぞ。

○中村委員 SNAでも公的支配があるかないかということに関して、8つほど判断項目を決めておりまして、それに沿って判断することになっているのですけれども、そのうちどれを重視するということでもなく、全部を満たしていかなければいけないということでもなく、とにかく総合的に判断するのだということになっておりますので、こういう書き方は、普通のことではないかという気がいたします。

○深尾部会長 どうぞ。

○菅専門委員 1点だけです。唯一あるとすると、2の（2）、要するに調べようがないというのは必要条件です。あとは、必ずしも必要条件かどうかというのは、微妙なのですが、ここはしようがない。さすがにこれがないと、分類はあるけれども、要するに数字が埋まらないという微妙な話になってしまいますので、強いて言えば（2）は必要条件だということが言えるかもしれない。

○深尾部会長 よろしいですか。

今の御意見等は、議事録に残すとして、現在のところは、こういうふうに並列で並べて

おいて、総合的に勘案するということでよろしいでしょうか。（2）を（1）に持ってくるというのは、統計の実査のときには、常に問題になる。一般統計でもこれができなければ、やってもしようがないという話なので、確かに重要ではあります。

それから、先ほどおっしゃった（4）もかなり重要ではあります。

順番を変えるということは、考えられないこともないですね。

○総務省政策統括官室 そうですね。

○深尾部会長 （2）を上にもってきて、（4）もその次ぐらいに持ってくる。

○総務省政策統括官室 総合勘案でございますので、特に順位を付けているわけではございません。

○深尾部会長 少し御意見も出たことですから、順番を変える可能性は、残しておくことにしておきたいと思います。

ほかによろしいですか。大体これで出尽くしていますか。ほかに重要な論点はないですか。よろしいですか。

それでは、現在時点では、別添2の2の括弧づけの数字の順序については、今の議論等に基づいて、入れかえもあり得るということ以外は、これで、我々としては、合意したということで、今後、分類項目の新設等を検討する際には、これらのこと踏まえて議論したいと考えます。

それでは、次の議事に入ります。次は席上配付資料の論点メモの2番目、先ほど御説明があった、日本標準産業分類の中の分類の一覧表だけではなくて、一般原則という、言わば鑑みたいなものをつけるということについて、総務省の政策統括官室から、お手元の資料3に基づいて、御説明をいただきます。お願いします。

○総務省政策統括官室 恐縮でございます。資料3も後で御説明いたしますけれども、全体を御覧いただいたほうがいいと思いますので、資料1の分厚いホチキスどめの別紙を御覧いただけますでしょうか。先ほど内閣府からも御説明がありましたように、6ページ分が一般原則になります。

まず全体の構成をざっと御覧いただきますと、第1章の一般原則。

第1項が産業の定義、第2項が事業所の定義でございます。

2ページ目の一番下辺りに、第3項の分類の基準。

3ページにいきまして、第4項が分類の構成。

4ページに移りますと、第5項が分類の適用単位、第6項が事業所の分類に際しての産業の決定方法。

5ページ目一番下に、第7項の公務の範囲がございます。

この構成自体は、従来から余り変更はございませんけれども、例えば前回平成19年の改定では、いわゆる管理、補助的経済活動を行う事業所ですとか、純粹持株会社の分類項目を新設した関係で、こちらでいうと、第6項の後段、ページでいうと5ページでございますけれども、ここについて、関係の記述を追加しているものでございます。

一般原則は、昭和24年に日本標準産業分類を設定して以来、ずっと分類項目と一体的に定めてきたものでございまして、今まで統計審議会で御審議いただく際や、あるいはその結果といたしまして、産業分類を冊子にまとめて公表する場合、総務省のウェブサイトに、今、標準産業分類を載せてございますけれども、そういうウェブサイトに掲載する際には、一般原則と分類項目表を常に合わせて載せてございました。

ただ、これを統計基準として、総務省の告示として官報に載せる際には、分類項目表のみを載せてございまして、一般原則は含まれておらなかつた。この点につきましては、先ほども触れましたけれども、平成21年に統計委員会で日本標準職業分類の統計基準の設定について御審議いただいた際に、一般原則についても、統計基準に明確に含めるべきとの答申をいただきまして、その趣旨を踏まえ、今回の産業分類についても、一般原則が統計基準に含まれることを明確化したい。具体的には、総務省の告示の中にこれを含めたいと考えているところでございます。

この内容につきましては、先ほど申しました、関係府省及び有識者に御参加いただいた事前の検討チームにおきまして、改めて改定の必要性のありや、なしやということについて、議論いたしましたが、基本的には改定する必要はないだろうという結論を我々は得たものでございます。

ただ、その中で議論になった点を2つ申し上げたいと思います。

1点目は、別紙の中でいうと、2ページ目の一番下から3ページ目にわたります「第3項 分類の基準」でございます。3ページ目の途中に書いてございますように、分類の基準といたしまして（1）～（3）がございます。

- （1）生産される財または提供されるサービスの種類（用途、機能など）。
- （2）財の生産またはサービス提供の方法（設備、技術など）。
- （3）原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類。

このような諸点に注目して、産業分類を決定していこうと書いてございます。

これにつきましては、我々が事前の検討をしている段階では、アメリカの産業分類のように、供給側視点で統一すべきではないかという御意見もございました。3つ並べるわけではなく、先ほどのものでいうと（2）が供給側の視点になるかと思いますけれども、これに統一してはどうかという意見があったわけでございます。

これにつきましては、6年前、前回の統計審議会で、改定について議論いただいたときにも、ちょうど問題になりました。そのときの議論を簡単に紹介いたしますと、以前のように、製造業を中心に分類を考えていればよかつた時代には、供給側視点で統一することもできたかもしれないけれども、これだけサービス業が発展した段階では、サービス業では必ずしもサービスの提供方法、使う設備ですとか、そういうものだけでは、なかなか分類できなかろうという議論、また、国連で定めてございます国際標準産業分類、先ほども出てまいりましたが、こちらにおいても、分類の基準といたしまして、我が国と同様、イ

ンプット側、生産プロセス側の視点、アウトプット側ということで列挙されているので、それと日本の今の一般原則の書きぶりは、ほぼ同じであるという議論がございまして、現在のような形になっているものでございます。

我々の検討におきましても、前回の統計審議会での御議論をある意味復習するような形で、ここは改定には及ばないだろうという結論を得たものでございます。

2点目として、持株会社のうち、事業持株会社と純粋持株会社の定義について議論になりました。こちらにつきましては、恐縮ですが、資料3を御覧いただきたいと思います。新旧対照表ということで、2ページ目を御覧いただきたいのですけれども、こちらの(3)のところでございます。

現行のところを読み上げさせていただきますと、(3)会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所ということで、事業持株会社の定義をここでやっているわけでございますけれども、会社として、事業活動を行っていれば、事業持株会社であるという定義でございます。

一方、現行の(3)の4行目ぐらいのところに、経営権を取得した会社に対する管理機能が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社ということで、純粋持株会社の定義というのは、管理機能が中心という書きぶりをしてございます。

そういたしますと、解釈といたしましては、純粋持株会社の管理機能が中心であれば、少しだけ事業活動をやっていても、後段に含まれるのかという解釈もございますから、ある意味(3)でいう事業持株会社と純粋持株会社の切り分けは、グレーゾーンがあるのではないかという問題が、関係者の間で指摘されました。

これにつきましては、6年前の改定の議論などをいろいろ振り返ってみたのですけれども、当時の理解といたしましては、事業持株会社というのは、会社として事業活動を少しでもやっていれば、事業持株会社である。一方、純粋持株会社というのは、本当に純粋に持株会社としての管理機能だけをやっている。ですから、ここで書いてある中心というものは、誤解を生みかねない表現だということがわかりましたので、左側の改定案でございますけれども、中心の事業というところについて修正いたしまして、純粋持株会社というのは、会社としての事業活動を全く行わないという形で、表現を一部改めさせていただきたいと考えてございます。

資料3の最後のページ、参考ということで付けてございますけれども、純粋持株会社につきましては、今でも分類が立っておりまして、細分類7282というところに、純粋持株会社を分類として立ててございます。この箇所につきましても、先ほどの趣旨を踏まえまして、説明文を修正しようということで、考えているものでございます。

私からは以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございました。

一般原則について、今、御説明いただいたのですが、御意見、御質問等はございますでしょうか。

原理原則が書いてあって、産業の定義から何から、非常に大事な文章だと思いますが、いろいろ根源的な問題はあり得るかと思います。

○菅専門委員 先ほどおっしゃられましたけれども、一般原則については、過去に何度か変わっていると思います。今回、統計基準として明確化するに当たり、過去において、どういう形で、その文言が変わってきたのかを確認した方がよいだろう。

それはどういうことかといいますと、基準が何度か変わっていったときに、それが統計に影響を及ぼしているのです。そういう意味でいうと、内容が適切であるかということに関して、ここで、今、議論してしまうと、大変なことになってしまうわけですけれども、そうではなくて、過去にこういう経緯で変わってきたということは、確認しておくべきだろう。今後のことを考えるときに、その上で、今後の課題を考えておくことは、1つ考えられる。つまり余りにも根源的なので、これを大きく変えることは当然できないし、するべきではないと思いますが、過去にどういう事情で変わってきたのか、今後こうしたらしいのではないかということを一度整理しておくことは、部会としてはやったほうがよいのではないかと思われます。

先ほど分類基準として、アメリカでは、供給サイドでやっているということがありましたが、本来、産業分類というのは、生産活動の分類ですから、それが適切なのですが、現実問題として、社会の人たちは、必ずしもそれに応じて分類をやっているわけではないので、当然それだと書けないという事情が出てきますし、また、社会的なニーズは、用途にあったりすることもあるわけです。市場シェアを知りたいときには、そちらの方がよい。

そういうことで、この3つが並んでいるわけですけれども、そういうことに関して、今後考えていくときにも、過去がどうだったかということは一度整理した上で、これを明確化して、今後の課題につなげていけたらいいのではないかと思われます。

○深尾部会長 ありがとうございました。

これは、次回以降、対応していただくということでよろしいですか。

○総務省政策統括官室 浩みません。今日は資料の準備もございませんので、次回以降、準備させていただければと存じます。

○深尾部会長 例えば第12回改定のときにも、こここの部分については、一応議論されているのですか。

○総務省政策統括官室 議論はいただいてございまして、先ほど申し上げた、本社の扱いと純粹持株会社の扱いについて、結果的に変わった。先ほど私も触れた分類の基準、需要側か、供給側かということにつきましては、御議論はいただいたけれども、根源的なものなので、このままにしておこうという議論をいただいたものでございます。

失礼しました。もう一箇所、前回変えたところがございまして、事業所の分類に関する産業の決定方法でございますけれども、要は事業所がいろんな産業を合わせて行っている場合が通常あるわけですが、その場合、事業所の分類としては、1つに決めなければいけない。そのときの基準は何かということでございますけれども、従来は販売額でござい

ますとか、そういうことでさらりと書いてあったんですが、本来それは見かけの販売額というわけではなく、経済学でいう付加価値で基本的に判断すべきではないかという議論がございました。

ここについては、別紙でごらんいただきますと、4ページ目の真ん中辺りでございますけれども、産業の決定においては、一事業所内で单一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。その場合の主要な経済活動とは、付加価値によって決定されるのが最良であるということで、付加価値ということを明確化したのが、前回の改定のポイントでございました。

○深尾部会長 ありがとうございます。

それでは、過去の主な変更の経緯については、次回以降、御説明いただくことにしたいと思います。

ほかに御意見、御質問はございますか。どうぞ。

○佐藤専門委員 今、菅専門委員が御指摘になった過去の経緯というのは、前回の議論で、販売額ではなくて、付加価値に着目しないと、どういうことが起きるのかということを、いろいろ検討・議論させていただいたことを記憶しております。平成21年の職業分類のところの答申、なぜこのときを契機にして、今回入れることになったのか。そのことを特に教えていただけますと、この後の議論がしやすいという感じがいたします。

○深尾部会長 これは今すぐ説明できますか。どうぞ。

○総務省政策統括官室 今、私の理解している範囲でございますけれども、職業分類のときは、若干今回と毛色が違うところがございます。日本標準職業分類につきましては、それまで統計基準という形では定めてこなかったものでございます。平成21年、前回、改めまして、統計基準ということで明確にしようという議論があったときに、今まで余りなじみがなかったものだから、分類項目表だけではなくて、基本的な考え方についてもきちんとお示したほうがよかろうという判断があつて、一般原則についても、統計基準に含めたと理解してございます。

今回の産業分類につきましては、従来から、基準として皆様に御利用いただいているところもございますので、ある程度、浸透している部分があると思いますけれども、やはりきちんと告示として示した方が、漏れもなかろうという話もございますので、今回、一般原則に含めたいと考えているものでございます。

○深尾部会長 ほかに御意見、御質問等はありますか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 この文章自体に対するコメントでもよろしいですか。幾つかあるのですけれども、3ページ目の分類の基準ですが、これも非常に長い経緯があつて、こういうことになっているのだと思います。

第1点は、財については生産される、サービスについては提供されるという書き方になっているわけですが、財は生産するけれども、サービスは特に生産がなくて、そこにサー

ビスがあって、それを単に提供するという書き方は、おかしいのではないか。最近は、財、サービスを区別せずに、生産物を生産するという言い方になってきつつあります。

○深尾部会長 GDPの定義もそうですね。

○中村委員 この書き方はどうかというのが、第1点であります。

2点目は、分類をするときに、需要サイドであるか、供給サイトであるかという議論がいつもあるわけですが、（1）、（2）及び（3）を解釈するのに、（1）は主として需要サイド、（2）は供給サイド、（3）は前半が供給サイドで、後半が需要サイドであるという書き方になっているのだと思います。

これと国連のISICを比べますと、ISICでは1番に（2）と（3）の前半の原材料などが入っています。2番目として、ここでの（1）、つまり種類、用途、機能などが挙げられていて、3番目に対象がある。こういう順番です。

分類基準というのは、非常に難しくて、よく言われているように、一番細かいところでは、生産プロセスの特徴などによって、分類できるかもしれないけれども、だんだん上位にいくに従って、需要サイドが入ってこなければいけないということであると思います。でも、基本は供給サイドが先にあるわけですから、上位にいくと、供給サイドだと完全に決めてしまうことは、難しいかもしれないけれどもという断りを書きながら、順番は整理する必要があるのではないかという気がいたします。

もう一点の本社機能についてでありますが、5ページの5行目に（1）があって、その下に（2）（3）とありますけれども、（1）と（3）を合わせて見てみると、これは主として管理事務を行う者が、中分類の中の小分類の管理、補助的経済活動を行う事業所に入る。そういうことを（1）で言っていて、（3）では会社として事業活動を行う一方、ですから、管理業務以外のことを行っているけれども、主として管理業務を行う者は（1）と同じように扱う。ただ、全く管理業務以外のことを行わずに、専ら管理業務を行う者は、大分類「L-学術研究、専門・技術サービス業」の純粋持株会社に入れることになるわけです。ですから、少しでも管理業務以外のことをやっているか、やっていないかということで、配属先が違ってくるということなのです。

これに対して、国連のISICでは、主たる業務が管理にある場合は、管理を行う持株会社、そうでない場合は、普通の事業所ということになるのだと思うのですけれども、少しでも管理業務以外のことをやっていれば、中分類に分類して、全くやっていない場合だけLにいくという分類の仕方はどういうものかというのが、第1点です。

第2点は（2）でありますけれども、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所とあります。事業所については、前のほうに定義があるわけですが、事業所であると認められれば、いわゆる補助的な業務を行っているというのは、補助的業務の業種に格付されるというのが、SNAの原則であります。ですから、（2）の扱いは、そういう観点からどうかという点と、疑問があるとすれば、小分類に補助的経済活動を入れるのはどうかという点が、非常に問題になると思います。経緯のあることだと思いますけれど

もね。

○深尾部会長 今の御指摘ですが、1番目は大問題で、分類の基準がこの順番でいいかどうか、この3つの分け方でいいかどうか。

2番目は、管理事務を行う部分の分類について、2点御指摘があつて、専らやっている場合、(3)の関係で、中分類に格付けるよりもISICみたいに全部やる。それも大問題ですけれども、そのことと、補助的業務を専らやっているような事業所について、補助業務の活動で産業を分類すべきではないかという御意見かと思います。

どうぞ。

○総務省政策統括官室 幾つか御指摘いただきまして、ありがとうございました。

決してここで先生に反論しようというつもりではなく、前回の6年前の統計審議会での御議論、あるいは今回私どもが事前に各府省あるいは有識者の方々に御議論いただいた内容を紹介させていただくという形でございます。

1点目の分類の基準でございますけれども、言葉がどうかということはさておきまして、順番については、何が優先されるのかという議論は、私どもでもいたしました。本来、産業分類としては(2)の供給サイドの方が先にくるのではないかとか、いろいろ議論はしたわけでございます。ISICの表現ぶりを見ましても、並べてあるけれども、それぞれについて、どれが優先されるかということは、ISICの書きぶりでも一概には決められない。結局は先ほどと同じでございますけれども、総合判断ということで考えていくのが、実態としてはいい方法ではないだろうかと、国際標準産業分類では書いてあったかと思います。

決して変えたくないからこういうことを言うわけではございませんけれども、有識者の先生方も交えまして、議論いただいた中では、特に今回これを変えなければいけない状況ではないのではないか、変えると、何が起きるかわからないということもございますが、変更に至るほどの大きな問題があるわけではないという議論をさせていただいたということでございます。

2番目の本社の扱いでございますけれども、1点目は、少しでも管理以外の事務を行つていれば、中分類のところに落ち、管理以外の事務を全く行つていない者について、純粹持株会社に飛ばすことがどうかというお話かと理解してございます。

これにつきましても、6年前の当時の統計審議会での議論をおさらいさせていただきますと、純粹持株会社あるいは本社につきましては、そもそも中分類ごとに設定するのか、あるいは国際分類のように1つにまとめてしまうのがよいのかという議論がございました。そのときの議論といたしましては、確かに本社というものは、それだけでも似通ったアクティビティーがあるかもしれないけれども、例えば製造業の本社とサービス業の本社というものは、中身に若干違いがあるだろう。何の本社かわからなくなってしまうと、統計の利用の際には問題があるだろうということで、基本的にはそれぞれの傘下事業所が行つてゐる事業に基づきまして、それぞれ中分類に本社というものを位置づけるという議論をさせていただいたわけです。

ただ、そこで問題になったのが、このころ、独占禁止法の改正もございまして、純粹持株会社というものが新たに出てきた。純粹持株会社については、ある意味、それまであったものと全く別個のものが新しくできてしまったので、それについての箱を準備しよう。ですから、基本的には、傘下事業所の事業がわかるように、それぞれの中分類に設定するのだけれども、やはり新しい箱、純粹持株会社、全く事業を行っていないものについてだけ、新しい箱を準備するのが適当ではないかという議論があったものでございます。

もう一つの補助的経済活動を行う事業所につきましては、先生がおっしゃるとおり、それぞれの中分類にぶら下げるのではなく、補助的経済活動、輸送であれば輸送というふうに位置づける考え方もあったかと思います。ただ、これは、先ほどの本社の議論と同じでございますけれども、結局どの事業にそういうサービスをやっているかという情報がわかるということは、重要なことではないか。本社について、それぞれの中分類にぶら下げたものと同様の考え方によって、こちらについても、それぞれ中分類にぶら下げたということでございます。

もちろんここで国際分類と違いが生ずるのではないかという議論もございましたけれども、必要があれば、それぞれ中分類の下に小分類ということで設けてございますので、これだけを集めてくれば、国際比較性も確保できるのではないかという議論をいただきまして、今のような形になったものでございます。

以上です。

○深尾部会長 1番目は、大問題で、すぐには決まらなくて、次回、過去の経緯のことも御説明いただく中で、もう一回、立ち返ってもいいと思います。

2番目については、アメリカの研究者とも最近話したことがあるのですけれども、アメリカではみんな集めてしまうことで、非常に評判が悪くて、例えばキャロル・コラッドという経済統計をやっている人は、信じられないような変更だと怒っています。日本のもので仮にこれを集めて、本社業務みたいなものを別途集計できるなら、今のように産業別に本社業務がわかつて、かつそれだけを抜き出して合計もできるとすれば、それはそれで合理的な分類だと、ユーザーとしては考えています。

3番目の問題は、今の格付の細分類だけだと、輸送、保管、清掃などには恐らく分けられないので、そうすると、中村委員がおっしゃった3番目の問題は、深刻だと思います。

皆さんいかがでしょうか。

○菅専門委員 私も似たような話を聞いておりまして、アメリカでNAICSに移行したときに、みんな何をしたかというと、NAICS規制の移行が遅れた統計にみんな飛びついた。要するに困ったわけです。そういう話を聞いております。

何でここに管理、補助的経済活動がここに入っているかというと、これまでこういう産業というのは、サービスの提供先で分類していたわけです。つまり自動車会社の管理及び補助的活動は、自動車産業に区分されていたわけです。それをある種供給サイド的な視点で、提供先ではなくて、何をやっているかで分類すると、そこが分類として立つ。ただ、

ここでまた同じ問題が起きて、これまでのユーザーは、これは自動車産業として分析してきたわけです。ある日、突然これは輸送です、これは管理として独立させますと言った瞬間に、その人たちは分析ができなくなってしまうのです。だから、移行期間、旧来の分類と新しい分類のどちらにでも対応できる期間を、少なくとも10年は設定しないと、新しい分類になりましたということでは困るわけです。

その意味でいうと、確かに美しく整理するのであれば、補助的活動をここに置くべきではないという議論はあり得る。一方で、これまで分析をしていた人は大変困るから、何が起こるかというと、いろんな悲劇が起きてしまう。だから、移行期間としてこういうことがあるわけで、例えば10年ぐらい経過した段階で、再検討するのはよくわかると思います。

そういう意味でいうと、今ある分類のやり方は、深尾部会長もおっしゃられましたが、両方に対応できるという意味で、非常に妥当な選択をしたのではないか。ドラスティックなことをやってしまうと、全部リセットされてしましますので、恐らく普通のユーザーは、移行がおくれた統計を一生懸命探すという、悲劇が起きてしまうのではないかと思われます。

○県委員 私はユーザーではないので、実態的にはわかりませんけれども、概念的に考えれば、細分類、細かい分類で、それがセクターごとかつ機能で明示されていれば、それで十分だということです。もし中村先生のおっしゃられることでやるとすれば、逆に細分類で、その機能の中でセクターが全部分かれていればいい、結局は同じ区別をしなければいけないことになるんだろうと思います。過去からの時系列的な比較をするのであればね。日本がこの形でいるのであれば、それで国際比較も可能だと概念的には理解します。実態的にはわかりません。

○深尾部会長 後についている細かい分類で見ると、小分類で管理、補助的経済活動を行う事業所となっていて、その下の細分類では、2つに多くの場合が分かれているというは、御指摘のとおりです。

○県委員 これが大事なのです。

○深尾部会長 主として、管理事業を行う本社については、例えばまとめることもできると思うのですけれども、細分類の2番目のその他の管理、補助的経済活動を行う事業所というのは、輸送とか清掃などがあったら、本来こういうものは、言わばそれぞれ別に調べておけば、まとめられるはずですね。その辺りについては、過去に議論されていないですか。さすがにここまで細かくは見ていかないという判断が、どこかでされたのですか。

○菅専門委員 要するに、こういうところは、売上がまず立たないという点に尽きます。売上が立たないから、分類するときにどうするかというと、これはどこの会社ですか、自動車会社ですか、自動車産業にしておきましょうかという話なのです。売上が立ってくれれば、それをもとに分類は可能なのです。

例えばここにも書いてありますが、自動車会社の輸送サービスをやっている事業所で、副業として、ほかの会社の輸送も引き受けていますというと、何とかなるのですけれども、

そういうことをしないと、主にその企業の補助的なサービスをやっていて、売上が立ちませんといった瞬間に、分類のしようがなくて、これまで自動車会社の場合は、自動車産業に格付けてしまっていたわけです。そうすると、分析上、不便ですから、これを取りまとめて、補助的な部分を立てましたということになるわけです。

○深尾部会長 どうぞ。

○中村委員 そもそも事業所ではないのです。最初の方に事業所の定義が書いてありますけれども、帳簿が同一で区別ができると、別々の事業所にはならない。ですから、ここで言っているのは、そういう類いの活動であるわけです。ですから、それを事業所と言ってしまうといけない、ちょっと問題がある。事業所ではないわけです。事業所にはならない活動なのです。

○総務省政策統括官室 私が誤解をしていたら、申しわけないですけれども、帳簿と言った場合、いわゆる会社単位でつくるような財務諸表のことだけを言っているのではなくて、例えばそこで何人が働いているかを会社の内部で管理している、あるいはここから出荷とか売上が幾らあるかというのは、多くの企業では、企業の財務諸表というものではなく、事業所単位でも出し入れというのは、管理していると理解してございます。そういう意味での事業所が、情報を備えているという理解でございます。

○中村委員 一般的に会計がきちんと分離できなければ、事業所とはみなさないというのが、国際的な理解だと思います。

○総務省政策統括官室 その会計というのが、どこまで細かい会計かでございます。

○菅専門委員 事業所という概念は、国際的なものと日本のものでは、微妙に乖離があるわけです。日本の場合、場所、1つの区画で行われているものは、それを事業所とみなすわけです。国際的にはいろんな議論があることは事実でして、会計単位にしているものもあるし、いろいろとありますが、ここでの話は、要するに売上が立つか、立たないかというところで、帳簿があるか、ないかではない。

例えば輸送サービスあるいは倉庫とか、そういう活動を行ったときに、お金の出入りが全くないものですから、書きようがありませんというところから、話がスタートする。だから、賃金台帳は一応あるわけです。人を介して、設備はあって、場所があるから、事業所としては、日本の定義では認定されてしまうということだと思います。

○深尾部会長 ほかに何かありますか。

○菅専門委員 先ほど中村委員から、基準の順番が違うのではないかという話があったのですが、これはこういうことです。産業分類として理想的なのは、供給サイドであることは、確かです。問題は社会一般に行われている分類が、必ずしも供給サイドとは限らないわけです。もっと言うと、需要サイドのほうが圧倒的に多いという問題があって、そうすると、幾ら我々としてこういう分類をしたいと思っても、社会一般がそういう分類をしていないと、できないという問題があります。

これはある種冗談なわけですけれども、鯨は哺乳類か魚か。魚屋で鯨を売るのはけしか

らぬと言っても、しようがないという話があるわけです。社会一般では、鯨は魚屋で売るものである。そうだということと、動物の分類とは違う。

それと同じことで、社会一般で認知されている分類を全く無視することはできません。多くの場合、社会一般での分類というのは、最終的な消費者は用途で考えてしまうものですから、そのところはなかなか難しいという経緯があります。そうは言いつつも、生産の分析をする場合は、当然のことながら2番であることが望ましい。そのすり合わせが、長年、分類の場で行われてきたことだと思います。

○深尾部会長 ほかにはいかがですか。

細かいことですけれども、別紙の1ページの一番下のほうで「住居でテレワークなどに従事する場合」とあるのですが、テレワークというのは、どういう仕事ですか。初步的な質問で済みません。今の時代、もうちょっとモダンで、ほかにも適当な例があるような気がします。

○総務省政策統括官室 私どもの役所でもやってございますけれども、ネットでつないで、まさに自分のおうちで実際の業務をやっている。ネットで本社とつながっていて、資料のやりとりなどはネット上でやるのだけれども、実際、その人が仕事をしているのは家という場合です。

○深尾部会長 在宅の仕事をみんな言うわけですか。例えばGoogleで働いていて、自宅でやっているというのは、ここに入るということですか。

○総務省政策統括官室 Googleがどう働いているかは、私はわからないです。

○深尾部会長 出勤せよとか、指令が出ましたね。Googleではなかったかね。はっきり記憶していません。YAHOO！ですか。

○総務省政策統括官室 そういう意味でいうと、それがおうちで仕事をしている。朝9時になるとパソコンを立ち上げて、出勤しましたという形かと思いますけれども、それはここに入ります。

○深尾部会長 わかりました。

ほかに何か御質問ないですか。

いずれの事業所にも属さないでやっている人ですね。わかりました。

ほかによろしいですか。

○県委員 私の理解では、テレワークというのは、手段であって、機能ではないです。どういう目的で働いているかというのが、この分類の主眼です。どのセクターかということであって、テレワークというのは、手段にすぎないですね。

○総務省政策統括官室 そうです。先生のおっしゃっていることは、まさにそのとおりなのですけれども、ここで書いてあるのは、テレワークをしている人をテレワーク業に分類することではありませんで、あくまでも事業所の定義として、テレワークを手段としてやっている人です。

○県委員 そういう意味ですか。済みません。誤解しました。

○深尾部会長 ほかによろしいですか。どうぞ。

○中村委員 4ページの下から11行目なのですけれども「なお、個人経営の農林漁業に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱うものとする」というのは、最終消費支出として取り扱うということでしょうか。これは何を言っているのですか。これは中間消費なのだけれども、最終消費として取り扱うということを言っているのですか。

○総務省政策統括官室 私から説明いたしますが、分類の中で、卸売業と小売業というものがございまして、卸売業というのは、基本的に産業に対して売るもの、小売業というのは、消費者に対して売るもの、大きくそういう決め事がございまして、この場合、農林漁家は産業なのか、消費者なのかということを、あらかじめここで一般消費者と同じような扱いをするということで、定義しているのではないかと類推いたします。

○中村委員 小売と卸売の区別という意味ですか。

○総務省政策統括官室 そうだと思います。

違うという人がいれば、お願いします。

○深尾部会長 予定の時間を大分過ぎているので、一応取りまとめて、これは非常に重要な問題なので、まだ読まれていない方は一読していただいて、次回、もう一回議論したほうがいいと思います。

今日出た論点として、特にもう一回さかのぼって議論しなければいけないのは、1つは、過去の変更について、全部立ち返らないにしても、主要なものについて御説明をいただくということ、2番目に、非常に重要な分類の基準（1）～（3）まで上がっているものについて、これでいいかどうかということについて、もう一回議論する。それから、本社業務等の管理のところは、私は何となく今日の議論でわかった気がしておりますし、これでいいと思いますけれども、まだ異論のある方もいるかもしれない、この点についても、次回以降、必要に応じて議論することにしたいと思います。とりあえず今回はよろしいでしょうか。

今の宿題も含めて、次回、議論するときに、御意見をいただければと思います。

それでは、先に進ませていただきます。一般原則の次は、論点の3になります。席上配付資料の論点「3 前回統計審議会の指摘事項への対応について」です。

お手元の資料4を御覧ください。最初の1枚紙で、指摘事項の全体とそれへの対応が要約されており、そのうち個別に検討したものについて、別添資料が付けてあります。まず総務省政策統括官室より全体の説明をしていただき、その後、続けて、別添1について経済産業省から説明していただいた後、質疑を行い、同様に別添2及び別添3についても、それぞれ説明後に質疑を行いたいと思います。

それでは、総務省政策統括官室及び経済産業省から説明をお願いします。

○総務省政策統括官室 それでは、資料4を御覧ください。前回統計審議会の答申で指摘された事項ということで、先ほども御覧いただきましたが、この表にあるように5つござ

います。

1点目、「農業、林業」につきましては、前回の改定で、それまで農業、林業で分かれていたものを、統合したわけでございます。そのときの統計審議会の答申では、統合は適当である。ただし、農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが使われていることから、それについては関係省庁で調整を行い、引き続き、行政ニーズに対応したデータをきちんと取れるようにせよという御指摘をいただいております。

これにつきましては、右側の対応状況のところでございますけれども、平成22年に国勢調査が行われたわけでございますが、統計局において、その結果を表章するときに、「大分類 農業、林業」という表章がされているわけですが、その下に、再掲という形で、うち農業という数字も出していただいているということで、この御指摘には対応している状況でございます。

2番目、「鉱業、採石業、砂利採取業」でございます。こちらについては、前回、鉱業という名前だったものを、実際は採石、砂利採取がかなりあるのではないかということで、名称変更いたしました。

指摘事項といたしましては、名称変更は適當なのだけれども、大分類に属する事業所数は極めて少なく、一貫して減ってきてるので、今後それについて研究し、分類のあり方について検討せよ。大分類をこのまま存続させるかどうか検討せよということでございました。

右に対応方針が書いてございますけれども、私どもといたしましては、基礎データを確認するとともに、事業活動の類似性を考慮して、ほかの大分類と果たして付けられるのかどうか、あるいは国際比較の観点、事業規模として将来的にどうかという観点をいろいろ検討した結果、私どもの案といたしましては、大分類は存続させることにしたいと考えてございます。これについては、後で御説明いたします。

3つ目の「不動産業、物品賃貸業」につきましては、1番目の「農業、林業」とほぼ同じ問題でございます。このような大分類を新設したのだけれども、不動産業についても、きちんと数字が取れるようにしてほしいという御指摘をいただきました。

右にありますように、これについては、財務省の法人企業統計調査などにおきまして、不動産業という数字を再掲という形で、継続して把握できるように、対応いただいていることを確認したところでございます。

4番目、中分類の無店舗小売業については、前回の改定で新設したわけでございますけれども、新設については適当であるとした上で、今後、統計調査の実査上の問題点を把握・検証していく必要があるという御指摘をいただいてございます。

右欄にございますように、これについては、平成21年経済センサス基礎調査で、実際調べていただいたわけですけれども、そこでの実査業務及び産業格付事務等で問題があつたかどうかを確認したところ、特に問題は見当たらなかつたということでございます。これも後で詳しく御説明いたします。

最後の管理、補助的経済活動は、先ほども御議論いただいたところでございますが、前回の答申では、新設については適当であるとした上で、実査上の問題点についてということで御指摘をいただきました。

これについても、右欄にございますように、経済センサスでの状況を確認したところ、特に実査上の問題はなかったということについて、確認をしているところでございます。

私からは以上でございます。

引き続きまして、別添1をお願いいたします。

○深尾部会長 別添に入る前に、私から提案なのですけれども、資料4を見ていただくとわかるように、別添でさらに説明がされるものは、2番目、4番目、5番目で、1番目と3番目は資料4の今の御説明が事務局側の資料になりますので、まず1と3について、御意見があればいただきたいんですが、いかがでしょうか。別に表章されているから問題ないということです。これについて、御意見があればお願ひします。

○県委員 そうすると、大分類は何なのかということが、基本的には問題になるんですけれども、それはよろしいですか。概念的に言っているだけですけれども、実態的には別だということですね。

○深尾部会長 別の言い方をすれば、そもそも別にすべきだと考えている人が多いのに、統合したのはなぜかということですね。大分類、1つにしてしまったのは、どうしてかということですね。

○県委員 そうです。

○総務省政策統括官室 ここは国際比較の観点などがございまして、農林業は国際分類ではくつ付いている。物品賃貸業は、国際分類では不動産業とは分かれているのだけれども、当時、北米産業分類では付けているという議論があって、付けたものでございます。

この大分類が、各統計によってどこまで用いられるかという問題がございますけれども、多くの統計では、確かに大分類までしか表章していないものがあるので、この形で表章していく。ただ、特に国勢調査のデータが重要であるので、国勢調査については、きちんととってくださいという話だったと理解してございます。

○深尾部会長 よろしいですか。

それでは、「農業、林業」、「不動産業、物品賃貸業」については、これで同意したということで、対応されていると考えるということで、別添のある2、4、5について、御説明をそれぞれいただきたいと思います。進んでいいですか。

それでは、別添1の鉱業の関係につきまして、御説明をお願いします。経済産業省からです。

○経済産業省 それでは、別添1につきまして、経済産業省より御説明させていただきます。

「1. 事業所数、従業者数の経年変化」についてまとめております。

2ページめくっていただきまして、参考と右肩に書いてあります、横のペーパーを御覧

ください。平成18年以前は事業所・企業統計調査、21年に関しましては、経済センサス基礎調査に基づく数値を並べてございます。

ごらんのようすに、昭和47年当時、8,412事業所存在しておりましたが、最新の21年の経済センサス基礎調査では、事業所数で2,921まで減少しております。

かつ内訳を見ると、先ほどの御説明でもありましたけれども、「鉱業、採石業、砂利採取業」のほとんどが、054という小分類「採石業、砂・砂利・玉石採取業」です。47年当時、6,881事業所だったものが、最新の21年では2,357に減少している。これに全体が引きずられている状況でございます。

従業者の推移も事業所に連動しておる関係です。12回の御指摘があったように、経年を経るに従い、事業所数も従業者数も減少しているというのは、検証するまでもなく、事実だったということが確認されておるところでございます。

ちなみに、過去、日本におきまして、主要産業でありました、石炭に関しましても、同様の形で、国策でもございますし、減少方向の政策になっている。それに伴いまして、事業所数、従業者数ともに減っている状況が、全体の事業所数、従業者数の推移でございます。

「2. 国内需要から見た『鉱業、採石業、砂利採取業』」という形で整理しておりますが、これは主に産業連関表からの数字をピックアップいたしまして、分析しております。

「(1) 鉱業部門のシェア」ですが、昭和初期から中期にかけましては、全体の生産におけるウエートが2~3%ということで、推移してきたところでございますが、直近で見てみると、平成17年の価格を基準にして、7年及び12年を評価替えしたデータで見てみると、1%程度と書いてありますが、実質はもうちょっと高く、2%弱の形で国内シェアが推移している状況です。当然これは海外からの輸入も含めた数字ですので、純粹に国内産業というよりは、関連する石炭、原油、天然ガス等の総需要という形で、読んでいただければと考えております。

「(2) 国内需要の特徴」ということで、これも御承知のとおりだと思いますけれども、石油・石炭の生成及び電力・ガス・熱供給、鉄鋼、非鉄金属というところで、消費されているということでございます。

(2) の③で書いておりますけれども、砂利・採石の国内需要というのは、各種政策及び規制により、年々減少しているという状況が起こっております。

一番下に(3)がございますが、平成2年当時、80%弱だった海外依存度が、平成17年には94%まで増加しているというのも、この業種の特徴として挙げられます。

ページをめくっていただきまして、ここからが重くなってくるのですけれども、(4)といたしまして、資源国(産出国)なのですが、これらの政策の影響ということで、近年、輸出元の国の施策、例えば中国がレアアースを輸出制限にかけるとか、③で書いてあります、インドネシアが来年から国内鉱物の輸出を禁止するような動きがあるとか、こういうことを勘案しますと、これらの物資を必要とします、我が国のハイテク産業の空洞化です

とか、事業停止の危険性を背景として伴っているという状況でございます。

我が国のエネルギー・鉱物資源開発及び資源国への協力という形で考えてみると、3月にもメタンハイドレードの試験掘削が成功したというニュースが、マスコミをにぎわせておりましたが、日本は今までの技術では採掘が不可能だった資源が、海洋国家であります周辺海域に各種存在しているという事実がわかってきておりまして、これらに関して、今まで掘れなったけれども、将来の技術革新によって掘れる可能性があるということで、経済産業省は政策を進めている最中でもございます。

これとは別に、海外の產出国に対して、産官挙げての技術協力等を実施して、供給元の安定性の確保ですとか、そういう形の政策も行っているところでございます。

それらを勘案しますと、御指摘のとおり、大分類Cの国内生産等に関しましては、非常に少なくなっていくということではありますけれども、決して海外需要を含めた、国内でのこれらの物質の重要性が低下しているということではないという認識のもと、各国の動向等を比較するという観点から、国内分類においても、大分類Cにおきましては、このまま継続でいきたいと考えているところでございます。

3は、他産業との類似性等の検討をしてみるということで、主に類似性が一番高いと思われる製造業と比較した部分を整理してございます。

(1) の事業所立地の選択ですとか、資源枯渇が必然的な鉱業、海外から原材料等を輸入することによって、継続性が可能であるという製造業という観点もございます。

あと、資材管理と資源開発の国及び自治体等からの縛りみたいな観点を含めて、製造業と大分類Cの鉱業を比べてみたところ、表面的な類似性というよりは、本質的に違う業種なのではないかということを、結果として判断した次第でございます。

まとめといたしまして、今、申し上げたことを、最終的に整理しておりますけれども、事業者数や従業者数は減ってはいるものの、我が国におきまして、鉱物資源等に関しましては、非常に重要なものであり、海外比較を継続的に行なうことは、国の政策上も非常に重要なことだと考えておる関係から、これらの分類に関しましては、引き続き、大分類として存続させたいという考えに至った次第でございます。

以上です。

○深尾部会長 ありがとうございました。

今の説明につきまして、御意見、御質問等はありますか。

今、大分類を残すべきかどうかということについて、中心的に議論されたと思うんですが、資料4を読むと、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類のあり方について検討する必要があるとなっていますけれども、これがどういう経緯で議論されたかというのは、御存じの方はおられますか。大分類をなくすべきだというだけではないような書きぶりだと思います。

わからなければ、次回、お願いします。

○総務省政策統括官室 確認させてください。

○深尾部会長 マイニングをなくしてしまえという人は、さすがに余りいないのではないかと思います。

○総務省政策統括官室 「農業、林業」と同じように、中分類でもデータを出しておけばという話だったかと思います。

○深尾部会長 今の御説明にもあったように、何と一緒にするかというのは、かなり難しい気がします。製造業と一緒にするわけにはいかないような気がします。

これについては、よろしいですか。なくさないというのは、これでいいと思います。特に御反対がなければ、そういきたいと思います。

ただ、前回出ていた指摘事項にこれで全部対応したか、ここで指摘されたことがどういうことかというのは、経緯を調べていただきたいと思います。お願ひしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、先へ進みます。次に無店舗小売業の扱いについて、別添2の説明を総務省政策統括官室からお願ひします。

○総務省政策統括官室 それでは、手短に、別添2により御説明いたします。

無店舗小売業の統計調査実施上の問題点の把握・検証についてでございますけれども、これは統計局の御協力をいただきて、私どもで取りまとめた資料でございます。

現状の分類は、ここに書いてございますように、大分類 「卸売業、小売業」 の下に、中分類として、無店舗小売業を設けまして、その下に小分類を4つほど設けています。その下に、さらに細分類が幾つかぶら下がっているという分類になってございます。

主な統計調査でこれをどう扱っているかでございますけれども、事業所・企業を対象としている調査といたしましては、代表的なものとして、経済センサス基礎調査を掲げてございます。これにつきましては、調査結果を産業小分類別に表章いただいてございまして、無店舗小売業についても、そのようにきちんとデータを出していただいている状況でございます。

めくっていただきまして、世帯対象調査の代表選手は、国勢調査でございますけれども、これはどうかということでございます。残念ながら、国勢調査では、無店舗小売業というものは設定してございません。これにつきましては、ここに理由が書いてございますように、この分類を表章するためには、正確に事業の内容を把握することができるような調査項目を増設するなどの措置が必要であるが、調査環境が厳しくなる中では困難であるということでございます。

これにつきましては、統計局側が勝手にやったわけではございませんで、国勢調査について、統計委員会で御議論いただいたときに、この部分は日本標準産業分類とは異なってしまいますけれども、こういう理由でやむを得ないという説明をし、委員会からそれはやむを得ないという回答をいただきて、このような形にしているものでございます。

経済センサスでどうであったかということを3でまとめてございます。

調査実施上どうしたかというのは、2ページ目に調査票の抜粋を掲げてございます。

(2) の主な事業の内容というところに、回答者の方に書いていただいて、それをもとに産業分類を決定するわけでございますが、吹き出でいうと2番目のポツでございます。字が小さくて恐縮でございますけれども、店舗を持たず、専らカタログ、新聞などによる販売を行なっている場合は、○○の訪問販売（無店舗）のように記入してくださいということで、注を書いている。これに従いまして、皆様から回答をいただいたということでございます。

それで、実施過程上あるいは格付上どうなったかということが（2）、（3）に書いてございますけれども、簡単にいうと、特に大きな問題はなかったと聞いてございます。

「（4）調査結果について」でございますけれども、無店舗小売業は、結果として1万2,000事業所ぐらい把握できました。

下に表をつけてございますけれども、全体の600万事業所のうち、卸小売業が150万、そのうち無店舗小売業が大体1万2,000把握できたということでございます。

4ページ目に従業者規模別のものも出してございますが、規模の小さい1～4人のところが、かなり占めていたという状況でございます。

国際比較を簡単に書いてございますけれども、無店舗小売業については、国際的にも項目を立てている状況でございます。

最後にまとめでございますけれども、前回答申で御指摘いただいた実査上の問題につきましては、経済センサスの結果を見る限り、特に問題はなかったと把握してございます。もちろん1万2,000事業所を全て捉えられているのか、調査漏れはないのかという御指摘もございますけれども、それは産業分類の問題というよりは、実査を頑張っていただきたいということでございまして、私どもとしては、分類上については、特に問題がなかったと認識しているところでございます。

以上です。

○深尾部会長 ありがとうございました。

今の無店舗小売業について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

どうぞ。

○佐藤専門委員 この整理で妥当だと思うのですけれども、今、御説明がございましたように、前回の改定のときの議論で、売場面積ゼロとする、そういう事業所のことを無店舗小売業と言うんだという前提で、私の感触としては、無理無理入れられた分類だということで、売場面積ゼロという前提に立てば、実査上の問題は何もなかったという整理でよろしいかと思うんですが、果たして、無店舗小売業というのは、売場面積ゼロのところだけだろうか。

我が国の今の小売業の実情で、1万2,000しか該当事業所がないのかというと、1万2,000というところでも、この定義の中での調査漏れももちろんあろうかと思いますが、例えばB to CあるいはB to B to Cというビジネスモデルが十分に把握できているのかどうか。これを十分に把握している公的統計がないとすれば、根本問題でございますから、売場面積ゼ

口ということで、この業態を定義してよろしいのかという議論を再度やる必要があるのでないか。そういうことになりますと、対応方針または対応状況というところで、産業分類上問題がなかったと、はっきりとお書きいただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○深尾部会長 何かありますか。

今の御意見は、売場面積ゼロではないけれども、通信販売などをすごくやっているようなところを、どう分類すべきかということですか。

○佐藤専門委員 はい。おっしゃるとおりでございます。

○総務省政策統括官室 実査の場合への適用の話になるかと思います。

○深尾部会長 どうぞ。

○菅専門委員 今、おっしゃられているのは、店舗面積がゼロであるかは、基礎調査では聞いていないのです。基礎では聞いていないからという話だと変わる。多少ややこしいのが、自動販売機を置いてあるところは、店舗ではないのかとか、そういう細かい議論は確かにあるんですが、恐らく特段のクレームというか、疑義照会で困りましたということはなかったということでしょうから、そのように書いたほうが、よいのではないかということだと思います。

こここの書きぶりでは「（無店舗）」のように書いてくださいとあるのだけれども、店舗面積までは確認していませんというのが、裏にあるのです。商業統計では一応確認しておりますという話が、この後に続くのですけれども、そうはいっても、ここまで基礎調査でやれるかというと、なかなか難しいので、これで妥当だとは思いますがということだと思います。

○深尾部会長 何かありますか。

○総務省政策統括官室 御指摘ありがとうございました。

佐藤先生も分類上はということをおっしゃったと思うのですけれども、別に店舗面積がゼロでありということを明確に書いてあるわけではありませんので、あくまでも無店舗と書いてあります。これも実査上どういうふうに表現するか、無店舗であることを、実査上どうするかという問題だと受け止めました。

○深尾部会長 実査上どう分類すべきかということを考えておくのは、恐らく産業分類の役割でしょうから、残された課題として、残すということはありますね。

○総務省政策統括官室 調査のときに、面積を書くということも、考えておくべきだというのはたしかだと思います。

○深尾部会長 我々にとって、将来残すべき宿題として指摘できるということは、そうだと思します。

この点について、ほかに何かありませんか。

恐らく今後もどんどん大きくなっていく産業なので、注意深く見ていくということは、我々としても文章で残しておいたほうがいい、これでこの宿題は終わりということは、言

えない分野であると思います。そういう考え方でよろしいでしょうか。

時間の制約もありますので、最後の別添3について、先ほどちょっと出たこととかかわると思いますが、説明をお願いします。

○総務省政策統括官室 それでは、手短にいたします。別添3を御覧ください。管理、補助的経済活動を行う事業所の実査上の問題でございます。

現状の分類は、ここで例示しているような、中分類01、農業でございますけれども、その下に小分類といたしまして、管理、補助的経済活動を行う事業（〇〇業）という小分類を設けまして、その下に細分類を1つ設けているということでございます。一部の中分類を除き、各中分類の下に、おおむねこのようなものを設定している状況でございます。

それぞれ主要な統計調査でどうかということでございますが、経済センサス基礎調査につきましては、先ほど同様、産業小分類別ということで、この結果を公表いただいているます。

1ページめくっていただきまして、工業統計調査は、製造をやっている事業所だけが対象なので、製造、加工を全くやっていない本社は、調査対象からそもそも外しているということ。

世帯対象調査は、国勢調査でございますけれども、これについては、先ほどの説明とかなりダブるところがございますが、実査上の問題がありまして、これについては、残念ながら対応していない状況にあるということでございます。

経済センサスでどうだったかということで、先ほどと同じようなところのコピーを持ってまいりしましたけれども、今度は吹き出しの一番上でございます。主として管理事務を行っている場合は、管理事務（〇〇の製造）のように記入してくださいという形で書いていただいて、それで産業分類を決定しているということでございます。

実施過程における問題点でございますとか、それをもとに格付を統計センターでやってございますけれども、その場合の問題点については、特に声が上がってきていません状況でございました。

4ページ目、調査結果でございますけれども、本所・本社・本店については、事業所数は全産業で28万あるとさらっと書きましたが、これはいわゆる複数事業所を持っている企業の数が28万あるということです。複数事業所を持っていたら、本社と支社ということでございますので、概念的には、日本には本社が28万あってもいいかと思うのですけれども、そのうち、管理、補助的事業所に格付けられたものは、3万6,000しかございませんでした。

この差になる25万は何かということでございますけれども、例えば本社がほかの事業をやっている、工場が本社を兼ねているような場合がかなりあるかと思いますが、そのような場合は、工場において、実際の生産活動、管理事務、どちらがメインかということで格付いたしますので、漏れた25万というものは、管理事務以外に実際の事業を行っていて、その事業のほうが大きかったものと認識してございます。3万6,000把握できまして、産業別に見ると、このような数字になってございます。

なお、経済センサスでは、企業全体の産業格付と、下の事業所の産業格付についても分析してございます。ここにございますように、企業の格付と事業所の産業格付が、中分類レベルで一致しているものが、全体の76%ございました。後で触れようと思いますけれども、中分類レベルで、傘下事業所の産業はかなり閉じているという状況かと認識してございます。

急いでお話をいたしますと、5ページ、国際比較です。先ほども議論に出ましたけれども、国際標準産業分類などでは、日本の扱いと違いまして、本社というものは、大分類「M 専門、科学及び技術サービス業」というところに一括してまとめている状況でございます。アメリカも似たような状況ということで、日本とは状況が少し異なります。

「ただし」に書いてございますように、アメリカの場合も、本社といつても、何の本社かわからないようでは困るということがございまして、経済センサスにおいては、本社について、別途追加調査項目を出してございまして、どのような産業を行う本社かということを、産業中分類レベルで把握している。そういう意味では、日本と似通った状況かと考えてございます。

5は現行方式のメリット・デメリットです。先ほども簡単に申し上げましたけれども、日本方式と国連方式、どちらがよいかということについて、整理いたしました。先ほどもかなり触れた部分がございますので、簡単に御紹介いたしますと、メリットといたしましては、本社といつても、製造業の本社とサービス業の本社はちょっと違うだろう。それについて、きちんと分かれていたほうが利便性も高いし、必要があれば、組みかえることによって、国際対応もできるであろうというのが、メリットでございます。

デメリットを2つ書きました。

1点目のデメリットは、国際標準分類として不整合であるという御指摘があるわけでございますけれども、これも先ほど触れましたように、ただし、結果を組みかえれば、国際比較可能性は担保できるだろうということ。

2点目といたしまして、実査上の問題でございますけれども、企業傘下の事業所は、必ずしも産業中分類でとじているとは限らないので、中分類ごとに本社を分類せよと言われましても、困ることがあるのではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、先ほど幾つか申し上げました。

今回の経済センサスで、実査上、特に大きな声は聞こえてこないということ。

2点目は、先ほど言った、企業の産業分類と事業所の産業分類は、かなり似通っていて、76%で閉じているので、ある意味、本社の格付には困らなかつたのではないかということ。

3点目といたしまして、アメリカでも、本社の産業を中分類レベルでは調べているのだから、アメリカができる仕事を、日本ができないわけがなかろうということでございます。

6ページはまとめでございます。今まで触れたことと重複するところもかなりござりますけれども、前回統計審議会での御答申で指摘いただきました実査上の問題につきましては、今回我々が調べた限り、大きな問題点は聞いてございません。

また、現行方式がよいか、悪いかということにつきましては、先ほど申し上げたように、メリットが幾つかあるということ、デメリットとして指摘されたことについても、先ほど申し上げた理由により、それほど大きな支障ではないと考えまして、現行の分類を維持することが適當ではないかと考えたところでございます。

簡単ですが、以上です。

○深尾部会長 ありがとうございました。

今の点について、御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

○菅専門委員 管理、補助的な件に関しては、活動調査の結果が出ていない段階で、そもそもこれがうまくいったのか、うまくいかないのかも、実はよくわからない。唯一この分類の優れたところは、過去との接続ができるようになっているので、最低限過去の分析を台なしにすることはなくなった。この分類が果たして妥当かどうかというのは、活動調査が出てきて、なおかつそれを分析してということになるので、早くで2年後みたいな感じだと思います。そういう考え方でよいのではないか。ここに関しては、今のところ、はっきり言ってしまえば、よくわからない。恐らく大丈夫だろうというぐらいなのではないかと思います。

○深尾部会長 おっしゃるとおりだと思います。

別の点なわけですけれども、今の御説明の4ページのところで、中分類でぶら下がっている事業所が同一かどうかというところで、結構違うところがあるというのは、驚きの気もするんですけども、これはどういう場合に違っていたかという情報はありますか。

○総務省政策統括官室 細かい表を参考3に付けているのですが、どの産業でずれているか。一つひとつ説明するのはあれなので、我々がぱっと見たところでございますけれども、製造業で幾つかずれているものがございます。どこにずれているかというところまでは、この表には載せられなかったのですけれども、製造業の会社は、卸売部門を普通持っているようです。ですから、製造業は自分のところで閉じていない状況があるけれども、卸売業の事業所にかなり計上されていたということでございます。

○深尾部会長 わかりました。

ほかによろしいでしょうか。

この点については、先ほど御指摘があった活動調査の結果等も見ながら、今後、注視すべきであるということを書き残すような方向、考え方でよろしいでしょうか。

○菅専門委員 あるいは今後の課題として、活動調査の公表後、改めて検討するべきであるとか、そういうことは1つ考えられると思います。

○深尾部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取りまとめたいと思います。

○総務省政策統括官室 きょう準備した資料は以上でございます。

○深尾部会長 わかりました。

私が取りまとめをさせていただきます。時間もないでの、今の点だけに限らず、全体の

取りまとめをお話して、確認をさせていただきたいと思います。

本日の議事は以上ですけれども、全般的に立ち返って、御意見、御質問等はよろしいですか。取りまとめについては、後で意見をいただければと思います。

本日の会議の審議結果について、私なりに主要だと思われるところを取りまとめると、最初に論点メモとスケジュールについて、大体合意していただきました。もちろん後で重要な問題等が出てくる可能性がありますが、暫定的にこれで進むということで、合意していただいたと理解しています。

次に小分類、細分類の新設、廃止に関する基本的な考え方を提案し、大体合意した。ただし、2の総合的に勘案するの、ずらつと並んでいるものの中では、重い、軽いがあるのではないか。例えば2とか4は重要ではないかという御意見がありました。個々のところは、順番の変更等を含めて、検討していただきたいということになったと思います。

一般原則については、非常に重い問題なので、もう一回、皆さんにも読んでいただきて、次回立ち返って少し議論するということになったかと思います。宿題としては、過去の改定の経緯を次回に説明していただく。

分類の基準について、1～3の今の今までいいかどうかというのは、非常に重い問題なので、もう一回議論する。

一番最後のところでも議論しましたけれども、管理、補助的経済活動についても、いろいろ議論がありましたが、最後のところで議論でいうと、活動調査の結果を見て、改めて検討すべきであるといった文章を残すことだと思います。

最後に前回の統計審議会の答申で指摘された事項について議論しまして、マイニング、鉱業については、大分類はなくさないということで、いいのではないか。

ただし、ほかの宿題のところ、データの公表の仕方、その辺りに対応しているかどうかというのは、必ずしも応えられていないように思います。そもそも前回どうしてこう書かれたのかということを調べていただきたいということを、私が言いました。

それから、無店舗小売業については、売場面積ゼロという定義で実査がされている場合があるので、そこら辺をどう考えるかという問題がある。今後ますます重要になっていく産業でしょうから、注視していく必要があると考えられますので、そういうことを文章で残すという意見があったと思います。

最後の管理、補助的経済活動については、先ほど言ったとおり、文章で残すという御意見がありました。

私なりの取りまとめは以上なのですが、私が漏らしている重要な論点などはありますか。よろしいですか。

それでは、本日の議事は全て終了したということにさせていただきます。

事務局から連絡事項がありましたら、お願ひいたします。

○事務局（内閣府統計委員会担当室） ありがとうございました。

次回の部会ですけれども、7月5日金曜日3時から、この建物の2階で開催する予定で

います。詳しい通知は、追ってさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○深尾部会長 それでは、第11回の「統計基準部会」を終了いたします。どうもありがとうございました。